

## 重度心身障害者医療費助成制度のご案内

医療機関にかかった時、自己負担した医療費を公費による償還払いで助成する制度です。ただし、限度額認定で免除された分や入院中の食事代などは助成対象外となります。この制度の利用により、入院にかかる費用は、実質食事代と保険外費用のみになります。

### <対象者>

- ・障害基礎年金 1, 2 級受給者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1, 2 級の方
- ・身体障害者手帳 1~3 級の方
- ・療育手帳の障害等級がAの方
- ・特別児童扶養手当をもらっている児童（20 歳未満）

以上のいずれかに該当している方が対象となります。

※制度の利用には前年度の所得が一定額以下である必要があります。

\* 重度医療取得を目的として精神障害者保健福祉手帳の申請を行う方は、初診日（はじめて精神科の病院にかかった日のこと）から6ヶ月以上経過していないと手帳を申請することができません。詳しくは、精神障害者保健福祉手帳の説明をご覧ください。

### <手続き>

居住地の市町村福祉課窓口で申請して下さい。持ち物は以下の通りです。

- ・マイナンバーがわかるもの（個人番号カード、戸籍謄本、住民票など）
- ・年金証書または障害者手帳（障害の等級を証明するのに必要）
- ・本人名義の口座（償還払いを受ける本人名義の口座が必要）
- ・印鑑

後日、黄色いカードのような「受給者証」が発行されます。大切に保管してください。

### <利用方法>

入院でも外来でもご利用になれます。

支払いの際、窓口で「重度心身障害者医療費助成金受給資格者証」を提示し、自己負担分の医療費の支払いをしてください。後日、その額が還付されます。目安として、およそ3か月程度で指定した口座に還付されます。

なお、万一受給者証を紛失してしまいますと、助成を受けることができません。ご注意ください。

### <更新>

1 年ごとの更新となります。なるべくお早めに手続きをお願いします。手続きには、年金証書などの書類が必要になります。

また、手帳で申請されている方は、自動的に更新されます。ただし、手帳の期限が切れるのと同時に重度医療も期限切れになってしまいますので、お早目の手続きをお願いします。手帳の更新に関しては、別紙をご参照ください。